

# 「こども基本法」と企業

## —子どもの権利を尊重した企業行動を求める規定への見直しを—

創発戦略センター チーフスペシャリスト 村上 芽

### 目 次

1. はじめに
2. 世界における子どもの権利とビジネス
  - (1) 子どもの権利条約の概要と「Do No Harm」
  - (2) 子どもの権利を尊重したビジネスの広がり
3. 日本における子どもの権利の浸透状況
  - (1) こども基本法の施行と浸透
  - (2) 立法過程における検討事例
4. ビジネスによる子どもの権利への理解の低さ
  - (1) 企業を取り巻くステークホルダーからの要請
  - (2) 教育システムと人材像
5. こども基本法の見直しの必要性

## 要 約

1. 日本の少子化は想定されていた以上の速さで進展しており、「少子」と人口減少を前提とした社会づくり、そのための覚悟と行動がますます求められている。一人ひとりがその能力を十分に発揮しやすい社会環境を作ることが必須であり、人権に向き合い直し、社会は権利のある主体によって構成されているという認識が必要である。この「権利のある主体」には子どもも含まれることに着目し、豊かな国づくりの基盤として取り組むべきである。
2. 世界では、196カ国が批准する子どもの権利条約をもとに、子どもの権利を尊重する潮流が大きくなっている。さらにビジネスがそれを後押しする動きも広がり、様々な取り組み事例がみられるようになった。欧州に限らずアジアでも事例はみられ、また、食品などの子どもの衣食住に密着した業種だけではなく、金融セクターにも広がりをみせている。
3. 日本においては、こども基本法が2023年に施行されたが、まだその理念に関する認知度が低い状態にある。国民の間に限らず、政府内でも浸透していないことの一例として、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の「いわゆる3年ごと見直し」の中間整理における、「こどもの個人情報等に関する規律の在り方」の説明と、EUの一般データ保護規則（GDPR）の比較を行った。
4. 国連「ビジネスと人権作業部会」は、2024年5月に発表した前年の訪日調査の最終報告書で、「子どもの権利全般、特にビジネスが子どもの権利に及ぼす影響に対する理解が低い」と指摘した。この指摘の背景について、企業のステークホルダーから子どもの権利に包括的に取り組むべきとする要請がなかったことを、国・自治体、消費者・NPO、従業員、投資家・ESG調査機関の視点から分析した。また、教育システムと企業の求める人材像の観点から、今後の求職者に想定される変化を指摘した。
5. デジタル社会の進展とともに、企業と子どもとの間の距離が変化しており、従来のように子どもの周りには保護者や教育・福祉サービス提供事業者がいるだけではない。こうした社会の変化を踏まえ、こども基本法において、企業に対し、現行の第六条が求める「必要な雇用環境の整備」にとどまらず、製品・サービスやコミュニケーションを含む経営全体を通じて子どもの権利を尊重すべきことを謳った規定への見直しを提言したい。

## 1. はじめに

筆者は、「ビジネスと子どもの権利を考えるー子どもの抱える課題を解決するために」(村上 [2020])で、子どもに関する現行の法体系において、産業界の役割がほとんど規定されていないなかで、人材育成の観点で企業が子どもの権利に取り組む可能性を指摘した。また、「少子化対策の目的を見直し、人口政策と生きやすさのための政策の立案を」(村上 [2023])では、今後も日本という国で人々が文化や歴史を受け継いで世代交代をしながら暮らし続けていくために、現状の少子化対策を見直し、今生きている人の生きやすさのための政策として「人権」に着目し、注力すべきであると述べた。

日本の少子化は想定されていた以上の速さで進展しており、「少子」と人口減少を前提とした社会づくり、そのための覚悟と行動がますます求められる。人口規模が小さくても、一人ひとりが能力を十分に発揮しやすい社会環境であれば、豊かで元気な国として存続できるはずである。そこで、生まれてきた子を一人ひとり大切に育てよう、という考えを土台に、それを具体化する概念として人権に向き合い直すことを提案したい。日本にとって、人権は「国際社会のなかで認められたいから」あるいは「国際的にビジネスをしたいから」という理由だけではなく、豊かな国づくりの基盤であると認識して、その擁護に取り組むべきであると考えている。

本稿では、人権のなかでも「子どもの権利」と、子どもの権利が実現される社会の構成員としての企業に着目する。企業と子どもの関係は決して希薄なものではなく、顧客（または最終顧客）としての子ども、地域住民としての子ども、従業員の家族としての子ども、サプライチェーンにおける子ども、将来経営を引き継ぐべき世代としての子どもなど、様々な接点があり、権利実現にも様々な役割を担っている。

第2章では、子どもの権利尊重を意識したビジネスの世界での広がりを確認する。

第3章では、日本でのこども基本法の浸透状況を、個人への意識調査と立法過程に基づいて確認する。

第4章では、日本の企業が子どもの権利を尊重した経営を行うことがなぜこれまで困難であったのか、その原因や、今後考えられるギャップの可能性について分析する。

第5章では、デジタル社会の到来という社会環境の変化を踏まえて、こども基本法の規定を見直し、「企業」の役割を明確に盛り込むことを提案したい。

## 2. 世界における子どもの権利とビジネス





### (1) 子どもの権利条約の概要と「Do No Harm」

1989年に採択された子どもの権利条約は、世界で196カ国が批准している。2015年にソマリアと南スーダンが批准したことで、批准していないのはアメリカだけになった。女子差別撤廃条約の批准国189カ国と比べても多く、人権関連で最も広く賛同を得ている条約であるといえる。

子どもの権利条約の特徴は、子どもを権利の主体として認めている点である。単に保護されるべき存在としてみるのではなく、一人の人間としてみたらうえて、発達段階に応じて必要な保護を受けるべきであるという整理がなされている。

その要点は「子どもの権利条約の4つの原則」として知られている。図表1の通り、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」がその四つである。

(図表1) 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約の4つの原則」

 <p>差別の禁止</p>	<p><b>2</b> 差別の禁止 (差別のないこと)</p> <p>すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。</p>
 <p>子どもに もっとよいことを</p>	<p><b>3</b> 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)</p> <p>子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。</p>
 <p>生きる権利・ 育つ権利</p>	<p><b>6</b> 生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)</p> <p>すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。</p>
 <p>意見も聞き権利</p>	<p><b>12</b> 子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)</p> <p>子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。</p>

(資料) 日本ユニセフ協会ホームページ

子どもの権利条約がビジネスとどのようにかわるかといえば、「ビジネスと人権に関する指導原則」が求める「人権を尊重する企業の責任」、なかでもその基本となる「Do No Harm」(害を及ぼさない)の対象として、当然に子どもも含まれる、と整理される。その際、現時点で目に見える安全を脅かしたり差別をしたりすることが許されないことはもちろん、子どもという特性を踏まえて「どこまで考えておくべきか」が問われていると解釈できる。

## (2) 子どもの権利を尊重したビジネスの広がり

2012年に、ユニセフ(国連児童基金)、国連グローバル・コンパクト、セーブ・ザ・チルドレンによって「子どもの権利とビジネス原則」(Children's Rights and Business Principles)が発表された(図表2)。

(図表2) 子どもの権利とビジネス原則の10項目

1. 子どもの権利を尊重する責任を果たし、子どもの権利の推進にコミットする
2. すべての企業活動および取引関係において児童労働の撤廃に寄与する
3. 若年労働者、子どもの親や世話をする人々に働きがいのある人間らしい仕事を提供する
4. すべての企業活動および施設等において、子どもの保護と安全を確保する
5. 製品とサービスの安全性を確保し、それらを通じて子どもの権利を推進するよう努める
6. 子どもの権利を尊重し、推進するようなマーケティングや広告活動を行う
7. 環境との関係および土地の取得・利用において、子どもの権利を尊重し、推進する
8. 安全対策において、子どもの権利を尊重し、推進する
9. 緊急事態により影響を受けた子どもの保護を支援する
10. 子どもの権利の保護と実現に向けた地域社会や政府の取り組みを補強する

(資料) ユニセフ、国連グローバル・コンパクト、セーブ・ザ・チルドレン「子どもの権利とビジネス原則」

「子どもの権利とビジネス原則」の意義は、子どもにかかわる諸課題を考えるにあたっては、「児童労働以外の接点も網羅的に考える」必要性を明確にした点である。従業員の働き方、製品・サービスの安全

性、マーケティングや広告活動、環境などバリューチェーン全体を視野にいれ、子どもの権利条約が示す4原則を具体化している。

「子どもの権利とビジネス原則」を受けて、企業にその実践を促す活動も出てきた。全世界の企業を対象に、原則の趣旨に合致した経営が行われているか否かの調査を行い、産業界に対する普及啓発の役割を担うNGOもある。グローバル・チャイルド・フォーラム（Global Child Forum）は、2009年にスウェーデン王室によって設立された非営利団体であるが、子どもの権利とビジネスに関する情報収集、知識の共有、ネットワーキングを行っている。

グローバル・チャイルド・フォーラムは、2014年から、子どもの権利とビジネスに関する現状をまとめた調査報告書“The State of Children’s Rights and Business”（子どもの権利とビジネスの現状）を発表している（ポストンコンサルティンググループとの共著）。最新の2024年版（注1）では1,802社を対象としており（うち、アジア太平洋38%、欧州27%、北米22%、アフリカおよび中東7%、中南米6%）、日本企業も141社が含まれている。

スコアを地域別にみると欧州と北米企業の平均点が高いものの、個社別にみると、最も高いスコアはシンガポールの食品加工業のウィルマー・インターナショナルであり、上位5社はシンガポール2社、フィリピン1社、アメリカ2社という顔ぶれである。15位以内に入ったのは、3カ国以外にドイツ、ルクセンブルク、ノルウェー、フィンランド、スイス、スウェーデン企業である。

子どもの権利に取り組む企業は決して欧州だけではなく、条約を批准していないアメリカや、労働問題を抱えがちなアジアにも広がっていることが分かる。例えばフィリピン企業の取り組みをみると、子どもの権利のなかでも性暴力の撲滅に積極的である。日本でサプライチェーンにおける人権尊重のテーマとして想起されやすい児童労働だけが課題ではないことも、当然に理解されているといった状況になっている。

また、ユニセフでも、2012年の原則の発表後も様々な活動を行っているが、なかでも注目すべきなのは投資家に向けた働きかけである。図表3の通り、隔年のペースで、投資家が子どもの権利への理解を深めるために、企業がどのような方針を持っていることが望ましいのかなどを段階別に示したり、具体的なチェックポイント（指標）とそれが国際的に認知された他のいずれの原則等と連動するのか（例えば、国連グローバル・コンパクト）を示したりしている。2023年の「チャイルドレンズ投資フレームワーク」では、様々なタイプの投資家（ESG、インパクト、開発金融、政府系など）が対象に含まれている。

（図表3）ユニセフによる投資家に向けた働きかけ

（年）	
2019	“Investors Guidance on Integrating Children’s Rights into Investment Decision Making”（投資意思決定に子どもの権利を統合するための投資家向けガイダンス）
2021	“Tool for Investors on integrating Children’s Rights into ESG analysis”（子どもの権利のESG分析に統合する投資家向けツール）
2023	“Child-Lens Investing Framework”（チャイルドレンズ投資フレームワーク）

（資料）ユニセフによる報告書に基づき作成

こうした動きと並行して、規模は大きくないものの、子どもの権利をテーマとしたファンド組成やイ

ンデックス開発などの事例も広がってきている（例:Save the Children Global Ventures、Triodos Future Generations Fund、MSCI World Impact ESG Select Children's Rights Index）。

（注1）The Global Child Forum, The Boston Consulting Group [2024] および同ウェブサイト（2025年2月10日閲覧）。

### 3. 日本における子どもの権利の浸透状況

#### (1) こども基本法の施行と浸透

2023年に施行された日本のこども基本法は、子どもの権利の4原則を基本理念としている。条約批准から29年目にして、世界共通の原則が国内法で明記されたことは大きな変化であったと言える。基本理念を定める第3条では1項で「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること」とあるように、子どもの権利条約の特徴である「子どもを権利の主体として考える」姿勢が示されている。同法の成立後に顕著にみられる新たな動きとしては、子どもの意見の尊重を目的として、子ども関連施策の検討過程における子ども・若者世代の声の取り入れの実践が、国レベル、地方自治体レベルともに広がっていることが挙げられる。

しかし、まだ施行されて2年弱であることもあり、一般への認知度は低い。こども家庭庁が令和5年（2023年）に実施した「児童の権利に関する条約の認知度等調査」によれば、こども基本法について「内容をよく知っている」と答えた大人（高校生を除く18歳～89歳）はわずか3.5%で、「内容を少し知っている」と合わせても18.3%と、2割に満たなかった。なお、この調査では「名前だけ聞いたことがある（38.5%）」も含めて「認知度」と呼んでいる点に注意が必要である。

#### (2) 立法過程における検討事例

こども基本法の理念は、国民だけでなく、政府内でも浸透しているとは言い難い。

その一例として、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の「いわゆる3年ごと見直し」の中間整理における、「こどもの個人情報等に関する規律の在り方」の説明と、EUの一般データ保護規則（GDPR）を比較してみよう。

個人情報保護法では、図表4、図表5に示すように、「子ども＝保護対象」という認識から始まっている。子どもの権利条約（児童の権利条約）が子どもを権利の主体として捉えているのと異なり、子どもが未熟で脆弱、敏感であるという捉え方になっている。

（図表4）個人情報保護法の「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」による子どもの権利条約

国際的な枠組みにおいては、児童の権利に関する条約に関して、2021年3月2日に国連・子どもの権利委員会が公表した「デジタル環境との関連における児童の権利についての一般的意見25号」や2021年5月31日にOECDが改訂した「デジタル環境下のこどもに関するOECD勧告」において、こどもの未熟さや脆弱性を踏まえ、プライバシーの保護のために必要な措置を求めている。

（資料）個人情報保護委員会 令和6年6月27日「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」P8～10より抜粋

(図表5) 個人情報保護法の「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」における子ども

【考え方】

こどもの個人情報の取扱いに係る規律については、こどもの脆弱性・感性及びこれらに基づく要保護性を考慮するとともに、学校等における生徒の教育・学習に関するデータの有用性も考慮する必要がある。これを踏まえ、主要各国においてこどもの個人情報等に係る規律が設けられており、執行事例も多数見られることも踏まえ、こどもの権利利益の保護という観点から、規律の在り方の検討を深める必要がある。他方で、第三者が公開したこどもの個人情報を取得する場合などにおいては、取得した情報にこどもの個人情報と子ども以外の者の個人情報が含まれている場合や、こどもの個人情報が含まれているかが明らかでない場合があり得ることから、こうした場合における事業者の負担を考慮する必要がある。

(資料) 個人情報保護委員会 令和6年6月27日「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」P8～10より抜粋

他方GDPRでは、図表6に示すように、子どもに権利があるということを前提としたうえで、保護が必要であるという整理がなされている。

(図表6) EUのGDPRの前文 38項における子ども

(38) Children merit specific protection with regard to their personal data, as they may be less aware of the risks, consequences and safeguards concerned and their rights in relation to the processing of personal data. Such specific protection should, in particular, apply to the use of personal data of children for the purposes of marketing or creating personality or user profiles and the collection of personal data with regard to children when using services offered directly to a child. The consent of the holder of parental responsibility should not be necessary in the context of preventive or counselling services offered directly to a child.

(38) 子どもは、個人データの取扱いと関連するリスク、結果及び関係する保護措置、並びに、自らの権利について十分に認識できないかもしれないため、その個人データに関して特別の保護を享受する。特に、マーケティングの目的、その子どもに関するパーソナリティ若しくは個人プロフィールの作成の目的での子供についての個人データの使用、及び子どもに対して直接に提示されるサービスを利用する際の子どもの個人データの収集に対して、そのような特別の保護が適用されなければならない。子どもに対して直接に提供される予防的サービス又はカウンセリングサービスの文脈においては、親権を有する者の同意を要しない。

(資料) 個人情報保護委員会「個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令95/46/ECを廃止する欧州議会及び理事会の2016年4月27日の規則(EU)2016/679(一般データ保護規則)【条文】」仮日本語訳P12～13より抜粋

このような違いは、公開される文書上の単なる表現というよりも、どのような価値基盤に基づく議論や検討がなされているかという思考プロセスの結果であると考えられる。こども基本法を所管するこども家庭庁には、「こどもの視点に立った司令塔機能の発揮」という役割がある(注2)が、府省横断的に理念浸透を図り、さらに実現状況を監視していく必要がある。

(注2) こども家庭庁ウェブサイト、「政策分野」の1番目。<https://www.cfa.go.jp/policies>。

#### 4. ビジネスによる子どもの権利への理解の低さ

国連「ビジネスと人権作業部会」は、2024年5月に発表した前年の訪日調査の最終報告書で、「子どもの権利全般、特にビジネスが子どもの権利に及ぼす影響に対する理解が低い」と指摘した。

「理解が低い」とされてしまう背景には、前節で挙げた通り政府内でさえ浸透途上である日本社会全体の現状がある。しかし原因を「社会全体」としてしまうと改善に向けた手を打ちにくくなるため、まず

理解促進を妨げてきたことが何かを詳しく分析しておくべきであろう。

#### (1) 企業を取り巻くステークホルダーからの要請

そこで本節では、日本総合研究所が2024年4月と10月に発表した「子どもESGレポート」や、2024年10月から主催した「子どもの権利とビジネス研究会」、その他様々な機会を通じて行った、企業、政府、NPO、有識者との意見交換で得た知見をもとに日本企業の現状を分析した結果を紹介する。その要点は、企業を取り巻くステークホルダーはそれぞれの活動目的に沿って企業に子どもの権利の尊重につながる行動を訴えてきた側面はあるものの、「ビジネスが子どもの権利に及ぼす影響を包括的に評価すべきだ」といった要請が行われてこなかったことである。以下、順に確認する。

#### A. 国・自治体

日本には、こども基本法の他、「教育基本法」「学校教育法」「児童福祉法」「子どもの貧困対策推進法」「いじめ防止対策推進法」「児童虐待防止法」など様々な子ども関連の法律がある。

こども基本法が求める企業の役割は、「第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする」である。つまり、企業の役割を雇用主としてのものに限定しており、製品・サービスを通じた安全や、環境対策等との接点は想定されていない。

こども基本法以外の関連する法律でも、民間企業に関してはまったく言及されていないか、教育や福祉サービスを提供する主体に限った言及となっている。

自治体には、国よりも早く、子どもの権利条約の批准を踏まえた条例の策定例がある（図表7）。2024年4月時点で、69の自治体に総合的な条例があるとされる（注3）。それらを見ると、こども基本法よりも幅広い内容での努力を求めているものの、雇用や立地による限定がなされていたり、幅広いがゆえに抽象的な規定になっていたりする。

（図表7）自治体における子どもに関する条例の例

条例名（策定年）条項	内容
川崎市子どもの権利に関する条例（2000）第3条4項	事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。
目黒区子ども条例（2005）第4条4項	区民及び目黒区で活動を行う団体や事業者は、子どもの権利を尊重し、地域活動などを通して、子育てを支えるよう努めなければならない。
札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（2008）第3条	保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」といいます。）、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければならない。

（資料）各自治体のホームページより条項を基に日本総合研究所作成

#### B. 消費者・NPO

「消費者庁及び消費者委員会設置法」に基づき内閣府に2009年に設置された「消費者委員会」は、独立した第三者機関として、消費者問題に関する調査・審議を行い、消費者庁および関連省庁に意見を表明（建議）することなどを行う。

---

2024年12月までに23件の建議、18件の提言が行われており、なかには、「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」や「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」など、子どもの安全にかかわる内容も含まれている。提出先は関連する省庁の大臣であり、直接企業に伝達されるわけではないが、事業者に対する新たな対策を求めるものもあり、関連する企業にとって情報収集すべき内容である。

製品・サービスの安全性は、供給者である企業に問われる最も重要な責任であり、社会的責任という以前に品質管理の観点から重視されるべき要件である。しかし、子どもに係る事故の場合、親の不注意によるものとして家庭の監督責任が強く問われる傾向があり、企業としての対策は事後的なものになりがちであった。

日本で子どもの傷害予防のための啓発活動を行う特定非営利活動法人Safe Kids Japanでは、国立成育医療研究センターや産業技術総合研究所などと連携し、子どもの生活にかかわる事故全般を予防するための情報を様々な形態で発信している。同法人理事長の山中龍宏医師は、日本社会においては子どもの事故が親の不注意のせいだと思われてしまいがちで、関連があったであろう製品等の製造元企業に情報が入らないことについてたびたび指摘している。

また、子どもが使う製品・サービスを販売していたとしても、実際に対価を支払うのは大人である。そのため、子ども向けと言っても、親や祖父母の財布が企業のターゲットになる。つまり、子どもの権利条約の4原則の一つである、子ども自身の最善の利益を考えなくても、親らの満足を得られれば、売上は立つ。こうしたことから、親らのニーズ（利便性、価格、デザインなど）が優先されてきた。例えば衣服のような身のまわりの製品でも、安全性よりもデザインや価格が重視されることが少なからずある。

加えて、子ども向けとすることで追加的な安全対策を求められるのはコスト増につながることから、製品・サービスが子ども向けと分類されることをそもそも避けるという企業行動もある。このように、「親の不注意」に責任を帰す社会の価値観により、企業が子ども向けの安全確保をリスクとして重視してこなかった可能性がある。

### C. 従業員

従業員の転職・離職を引き留めたい企業は、賃金、労働環境、福利厚生などの面から待遇を改善する。手厚いとされるフランスの子ども手当の起源もそこにある。

しかし、日本国内における最近の動きは、家族手当や子ども手当を付与することをむしろ不平等とみなされ、成果主義への転換のもとに属性に応じた手当は廃止されてきた。

他方、仕事と子育ての両立支援を目的に、子育て期間にある従業員に短時間勤務等の制度を用意してきた。しかし短時間勤務の場合には残業手当もないなど、当事者の実感よりも低い賃金に甘んじさせられたり、その後の昇進が遅れたりするなどとして、「労働時間を短くするなら賃金や昇進は我慢して当たり前」といった認識が広まった。また、「家族との時間をもっと持ちたい」と考える従業員は、正社員として入社しても離職して非正規雇用を選ぶなど、時間を優先すれば賃金が伸びなくても仕方がない、という選択をしてきた。

すなわち、従業員の側からの、次世代育成のために、時間と賃金の両面から改善を求める声は小さく、

どちらか一方を取るならもう片方はあきらめざるを得ない、という状態が長く続いてきたといえる。企業は、従業員を通じてその家族である子どもの生活環境に影響を及ぼしているが、そうした認識を企業がするほどには、従業員からの圧力もなかった。

#### D. 投資家・ESG調査機関

国内の上場企業で人権方針を設ける企業が増えたのは、2011年に国連ビジネスと人権指導原則が発表された直後ではなく、2015年以降日本でもESG投資が定着・拡大し、ESGの取り組みチェックポイントとして人権方針の有無や人権デューデリジェンスの実施状況が問われるようになってからである。

ただ、一般的なESG調査であれば、子どもに関するチェックポイントは、児童労働の有無のみにとどまりがちであった。国際的にサプライチェーン全体を通じた企業の社会的責任が問われるようになったきっかけが、大手シューズブランドにおける生産委託先工場での児童労働の発覚とそれに伴う不買運動であったことから、児童労働は、国際的なESG側面での経営リスクとして認識されるのが早かったといえる。

日本企業にとってみれば、児童労働の懸念は、途上国からの農林水産物輸入に関係する業種（食品、建設等）やアパレル産業のような工場を途上国に有するケースにはほぼ限定されていると受け止められがちであった。ESGの調査項目はともすれば400項目等の膨大な量になることもあり、優先度・重要度が問われるようになったために、児童労働の懸念の高いセクター、低いセクターという分類が実務的にされるようになってしまった側面もある。

また、企業のステークホルダーを分類・分析する際にも、主体別には「顧客・消費者、従業員、取引先、競合先、地域社会、株主・投資家」といった分類になることが多く、子どもが明示されることはないに等しい。企業にとってステークホルダーとは、現実には一定の契約関係のある主体に限られていたといってもよいだろう。子どもは、将来世代として環境問題とまとめて考慮されるのにとどまっていたといえる。

#### (2) 教育システムと人材像

前項では、企業経営と現在までのステークホルダーの関係性を念頭に分析してきた。加えて、国や自治体とは別に、教育システムと企業（産業界）の関係について、今後の変化の可能性に言及しておきたい。

学校を中心とした教育システムが国全体の人材を育成し、社会に供給している。そのため、どのような人を「育てたいか」という意思や、「育てられるか（教えられるか）」という資源の両輪がどのように回るかにより、どのような人材が社会に増えるのかに影響する。教育の目的は企業への人材供給ではないとはいえ、子どもからすれば、両者の足並みがそろっていることが望ましい（望ましくない例としては、教育面でのジェンダー平等がかなり達成されているにもかかわらず、政治・経済におけるジェンダー平等が達成にほど遠いことがある）。

小中高校に適用される「学習指導要領」では、「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられた。そのためSDGs（持続可能な開発目標）について学び、その知識や経験を持って学業を終えて仕事に就く学生が増えている。学び方の面でも「主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）」が目指されている。

子どもの権利条約の基本的な考え方は、子どもを一人の権利主体として認める、言い換えれば主体性

---

を認めることである。学習面だけではなく、校則のような生活ルールへの生徒の参画も認められるようになってきていることなどから、現在の子ども世代が身に付ける行動原理は現在の企業経営層のそれとは大きく異なってくる可能性がある。

ここで企業側からみた求める人材像の意識変化をみておきたい。2022年5月に経済産業省が発表した「未来人材ビジョン」によれば、2015年時点で経営者が重視していた能力の上位五つは、「注意深さ・ミスがないこと」「責任感・まじめさ」「信頼感・誠実さ」「基本機能（読み、書き、計算、等）」「スピード」であった。これが、2050年には、「問題発見力」「的確な予測」「革新性」「的確な決定」「情報収集」が重視されるとの予測に変わる。すなわち、「指示通りにきちんと動ける人」から「自ら課題設定をして動く人」に、必要とされる人材像が変わるのである。言い換えれば、「主体性」の評価が高まっていくということである。こうした傾向は「未来人材ビジョン」に限ったものではなく、様々な類似調査でも読み取ることができる。

つまり、学校側で行われようとしている変化と、企業側が求める人材像の変化は、少なくとも理念的には、また、文言上は合致している。これがどのように実務にまで反映されていくかが、今後5年、10年の間に問われていくだろう。企業の採用活動では、これまでは、主体的に考えるよりも指示通りに動く人材が評価されてきたわけであるが、その姿勢は長い目でみた経営リスクにつながる可能性があるだけでなく、近い将来の求職者の意識と乖離する可能性もある。

(注3) 特定非営利活動法人子どもの権利条約総合研究所「子どもの権利保障をはかる総合的な条例一覧」(2024年5月現在)、<https://npocrc.org/comitia/wp-content/uploads/2024/05/jorei2405.pdf>。

## 5. こども基本法の見直しの必要性

2章でみたようにアジアを含む世界で子どもの権利の尊重がビジネスに期待される行動として浸透してきていることや、3章でみたステークホルダーにみられる変化の兆しを踏まえると、企業にとって子どもの権利を包括的に意識して尊重することは、今後の重要な経営課題になっていく可能性がある。しかし、世界からみて日本では「子どもの権利全般、特にビジネスが子どもの権利に及ぼす影響に対する理解が低い」と現状評価されている背景には、3章でみた、各ステークホルダーの行動様式の蓄積がある。そのため、こども基本法が制定されたとはいえ、その理念の浸透や具体化の実現には、かなりの時間を要することが想定される。

しかし「はじめに」で述べたように、人口減少を前提とした社会づくり、とくに生まれてきた子を一人ひとり大切に育てることについては、スピードが必要である。子どもの権利よりも先に問題意識としては広がった多様性やジェンダー平等についても実践がなかなか進まない日本のこれを振り返ると、理念の浸透を自然体で待つよりも前に、何か手段を講じるべきである。

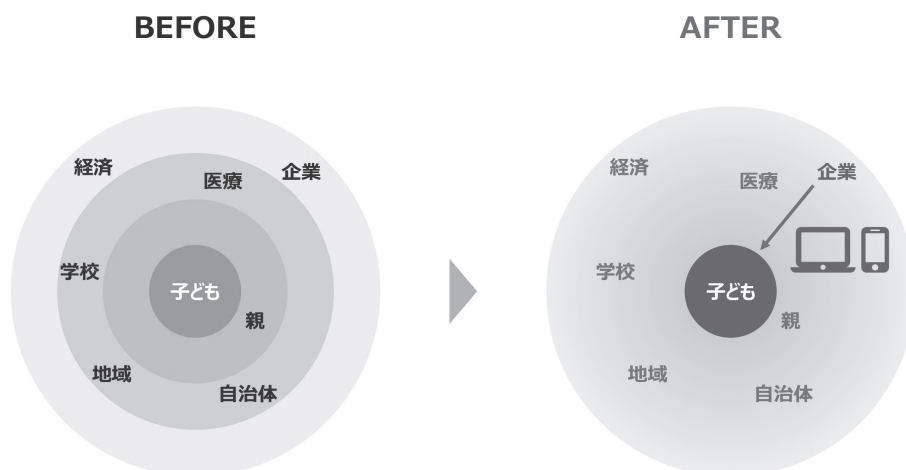
さらに、子どもという将来世代と企業の間で考慮すべき点は、デジタル社会(注4)における子どもと企業の距離の変化である。現代のようなデジタル社会になる前は、子どもと企業の間には、様々な階層で大人が介在していた。まず親(保護者)がおり、次に、子育て支援や教育に携わる、ベビーシッター、保育士・幼稚園教諭、教師らがいる。医療や保健面で子どもの発達を支援する医師や看護師、保健師、福

社関連のサービスを提供する人もいる。子どもの成長とともに、子ども自身の活動範囲が家の近所から学校区へ、その先に広がっていけば、地域コミュニティや自治体といった単位での大人のかかわりも重要になっていく。図表8に示すように、子どもを中心として外側に広がっていくイメージである。そして、社会や経済全体については最も外縁の存在として理解されてきた。

そのため、企業からみて子どもは遠く、希薄な存在とみられる傾向にあった。子どもにかかわる法律・制度において、教育や福祉サービス提供事業者が中心的な存在であったのも、こうしたことが背景にある。

しかし、デジタル社会、すなわち「常時インターネットに接続された世界」で人が生きるようになった。デジタル社会では、環境（デバイス、電力、通信環境）さえ入手できれば、子どもを含む誰もが、インターネット上の情報に接続することができる。子どもにとっては、デジタル社会でなければ親や先生などの人間関係を通じて接するしかなかった情報に直接つながることができ、もちろん、国境も越えていける。

(図表8) デジタル社会前後の子どもと企業の関係性の変化



(資料) 日本総合研究所作成

このようなデジタル社会では、子どもと企業との距離が一気に縮まることになる。SNSによって子ども自身が発信する手段が広がったことも無視できない。こうしたことを考慮にいれ、今後、豊かな国づくりの基盤として人権を捉え、理念を浸透させていくためには、企業が子どもにかかわっているということを法律上明確化することが第一歩になると考える。

そこで、現行のこども基本法において、企業に対しその第六条が求める「必要な雇用環境の整備」とどまらず、製品・サービスやコミュニケーションを含む経営全体を通じて子どもの権利を尊重すべきことを謳った規定への見直しを提案する。また、「基本理念にのっとり」とあるが、これも、子どもの権利条約を参照している基本理念を「理解する」ように、踏み込んで行動を促進するような規定ぶりが望ましい。

この明確化が実現すれば、3章で取り上げた企業のステークホルダーの視線にも変化が生まれるだろう。子どもの権利の実現を真摯にサポートしようとする企業の取り組みがより評価され、2章でみたよ

---

うな投資家等からの評価につながる可能性もある。また、細かい規制を講じるというよりも、理念をベースとした行動を促すような姿勢の規定であれば、企業側が委縮することなく、柔軟な発想で子どもの権利の実現に貢献しうる製品・サービスの開発にあたることができる。

また、おのずと、政府の側に求められることも変化する。企業の努力義務が適正に履行されているかどうかの情報を収集し、課題解決にあたる機能も、政府に求められることになるだろう。消費者委員会あるいは個人情報保護委員会のような独立した立場で、かつ子どもという発達段階について専門的な知見のある人によって構成される機関があれば、企業にとっても自社の取り組みがこども基本法の理念に沿ったものかどうかを相談しやすくなり、これまでの空白を埋めることができる。最終的には国際的にも認められる、子どもの権利に関するガバナンスが整うことになる。

さらに、こども基本法が連携している教育基本法においても、本稿では取り上げていない様々な展開が進んでいる（例えば、校則の改善に子どもが参加するなど）。子どもの権利に基づく教育システムをより確固たるものとし、生まれてきた子を一人ひとり大切に育て、豊かな国づくりの基盤としての役割が果たされ続けていくことを期待したい。

(注4) 「デジタル社会」の定義に明確なものはない。デジタル庁では、「デジタルにより目指す社会と6つの姿」という考え方のなかで、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」と説明している。

(2025.3.12)

#### 参考文献

- ・ 村上芽 [2020]. 「ビジネスと子どもの権利を考える－子どもの抱える課題を解決するために」 JRIレビュー Vol.7, No.79
- ・ 村上芽 [2023]. 「少子化対策の目的を見直し、人口政策と生きやすさのための政策を」 JRIレビュー Vol.7, No.110
- ・ The Global Child Forum, The Boston Consulting Group [2024]. “The State of the Children’s Rights & Business 2024”.

